新潟薬科大学 公的研究費に関する不正防止計画

平成27年4月1日制定令和2年12月1日改正

新潟薬科大学(以下「本学」という。)における公的研究費の不正使用を防止するために、本学全体の具体的な対策のうち最上位のものとして、公的研究費に関する 不正防止計画をここに策定し、公表する。

本計画については、「新潟薬科大学における公的研究費の管理・運営に関する基本方針」に基づき策定したものであり、本学における不正を発生させる要因・問題点を把握した上で、明確な目標をもって取り組むものである。

本計画については、新たな不正発生要因・問題点を把握した場合等、必要に応じ、見直しを行う。

想定される問題点	不正発生要因	不正防止計画
ルールと実態の乖離	研究者が発注権限のない発注を行う。	・ 1品又は1件 50 万円以上の物品等は事務部基盤整備課で発注するという
	/EII AI AII TEI L Schiebe ルーフ	運用を厳格化する。
	例外処理が常態化する。 時間の経過等により、学内での認識が低下す	・ 学内ルールの見直しを随時行い、周知を徹底する。 ・ 責任体系、関連規程、予算執行の流れ等について、継続的に教職員に周
決裁手続きが複雑で責任の所在が不明確		・ 貝
	S.	・ 予算管理システムにより、研究者は随時執行状況を確認し、計画的な執
予算執行の特定の時期への偏り	年度末に支払いが集中する。	行を行う。
		・ 事務部基盤整備課で予算執行状況をモニタリングし、必要に応じて研究
		計画の聞き取りや改善を促す。
不正防止に対する関係者の意識低下	研究者及び事務担当者に行動規範が示されていない。	・「新潟薬科大学における研究者の行動規範」を学内外に周知する。
		・ 事務担当者による定期的な打ち合わせを行い、意識の向上を図る。
		・ コンプライアンス教育の実施および誓約書の徴取を義務化する。
業者に対する未払い問題の発生	研究者の手続き遅延による業者に対する未払い	・ 研究者による手続の進捗状況を事務局が的確に把握できるよう組織内の
	が発生する。	チェック体制を強化する。
研究費の混同使用	競争的資金等が集中している部局・研究室があ	・出張等の証憑書類により、あるいは必要に応じて研究者に確認を取るな
	వ 。	どして、研究費の使用目的を明確にした上で執行する。
取引に対するチェックの不足	事務局の取引記録の管理や業者の選定・情報の	・ 事務部基盤整備課にて日々実施するモニタリング及び内部監査にて取引
	管理が不十分である。	の記録・内容をチェックする。
架空発注と預け金の発生	同一の研究室における、同一業者、同一品目の	・モニタリングにおいて複数の事務担当者で取引業者の確認を行い、取引
	多頻度取引、特定の研究室のみでしか取引実績	に不自然な偏りがないか確認する。
	のない業者や特定の研究室との取引を新規に開	・取引業者に対し、発注・検収制度を十分に理解して本学との取引を行う
	始した業者への発注の偏りがある。	よう周知するとともに、誓約書の提出を求める等、取引業者に対する牽
		制を行う。
特殊な役務に対する検収が不十分	データベース・プログラム・デジタルコンテン	・研究者から役務の履行を客観的に確認できる資料を徴取するほか、事務
	ツ作成、機器の保守・点検など特殊な役務契約	
	に対する検収が不十分である。 受領印による確認のみ、事後抽出による現物確	する等して検収を行う。
検収業務やモニタリング等の形骸化	一家ではいる。 家がなされていない。	・ モニタリングや内部監査の過程で、納品物品の持ち帰り、反復使用等が 疑われた場合は、抜き打ち的な事後抽出による現物確認を実施する。
業者による納品物品の持帰りや納品検収時 における納品物品の反復使用	がかなされていない。	乗われた場合は、扱き打ち的な事後抽出による現物唯能を美施する。 ・「「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン(実施基
	納品検収体制が不十分である。	準)」に基づく実施要領」により、物品等の発注及び納品時の検収にお
		ける職務分掌を定め*、それに基づいて実施する。
		*1品又は1件50万円以上の物品等:事務部基盤整備課の職員
		*1品又は1件 50 万円未満の物品等: 当該研究者
		*公的研究費を財源とする物品等の納品検収は、すべて事務部基盤整備
		課が行う。
		・ 公的研究費等により購入した備品及び換金性の高い物品には本学にそれ
		を明示するラベルを貼付するとともに、内部監査時に現物確認を行う。
	研究者と業者間の癒着防止への取組が不十分で ある。	・ 取引業者に対して、不正行為に対する処分方針の周知を徹底する。
		・取引業者に対して、これまでの取引実績(回数・金額等)やリスク要
		因・実効性等を考慮した上で、誓約書の提出を求める。
非常勤雇用者の勤務状況確認等の雇用管理	事務担当者による非常勤雇用者等の勤務実態の	・出勤簿を事務部内に置き、出退勤の管理を事務部基盤整備課にて行う。
が研究室任せ	把握が不十分である。	
出張の事実確認等の手続きが不十分 (二重 払いのチェックや用務先への確認など)	出張日程や目的等の確認が不十分である。	・用務内容、訪問先、面談者等が確認できる出張計画等の提出を求め、用
		務の目的や受給額の適正性を確認する。
		・ 同一出張内で複数の用務を兼ねている場合は、旅費の財源等について研
		究者にその適正性を確認する。
	証憑書類の確認が不十分である。	・証憑書類の徴収漏れを防ぐため、航空券の確認等について事務担当者の
		知識向上に努める
	出張の事後報告が形骸化している。	・ 旅行報告書の提出を義務付け、日程表 (予定) や、航空券等の証憑書類 との照合を徹底する。
		- との照合を徹底する。 - 用務の実行を証明する書類として、学会プログラム、日程打ち合わせ
		・ 用物の美術を証明する書類として、子云ブログブム、口程打ら出わせ メール等の提出を依頼する。
	┃ ┃個人依存度が高い、あるいは閉鎖的な職場環境	
	(特定個人に会計業務等が集中、特定部署に長	どして対処する。また、閉鎖的な職場環境や牽制が効きづらい研究環境
	い在籍年数、上司の意向に逆らえないなど)	がある場合は、その存在を把握するとともに、相談できる体制を作る。
不正の潜在化	や、牽制が効きづらい研究環境(発注・検収業	がある場合は、その存在を把握することもに、相談できる体制を作る。 ・ 「新潟薬科大学公的研究費の不正使用防止等に関する取扱規程」に基づ
	務などを研究室内で処理、孤立した研究環境な	
	ど)。	とともに、説明会等でも周知を図る。
	<u>, ,</u>	